

中野区社会的養護自立支援拠点事業 の実施状況について

令和8年6月1日

中野区 子ども・若者支援センター
子ども・若者支援課

中野区社会的養護自立支援拠点事業の始まりの経緯

経緯

- 児童福祉法の改正に伴い、社会的養護経験者に対する自立支援について、都道府県（児童相談所設置市）の業務として規定された。（令和6年4月1日施行）

支援の必要性

社会的養護
経験者の状況

ヒアリング実施

- 虐待などのトラウマを抱えていることが多い。
- 就職、進学、入院・手術、不動産、携帯等の手続きにおいて、家族がいないため、契約等ができない場合がある。
- 病気になった時や仕事を失って帰る場所がない時、妊娠出産子育ての時等、誰かの力が必要な時に頼れる親や親族がいない。
- 孤独から精神的に不安になったり、孤立を深めてしまうことが多い。

必要な支援

- 施設等退所前の段階から、信頼できる大人が継続的に関わる支援体制
- ニーズアセスメントと自立プランの作成
- 経済的支援
- 住む場所の支援
- 医療的な支援

効果

- 社会的孤立や生活困窮の防止
- 生活・経済的・精神的自立
- 精神的な支柱、安心・安定した生活

中野区社会的養護自立支援拠点事業【令和6年9月から開始】

目的

社会的養護経験者等が社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、生活・経済的・精神的に自立し、安心・安定した生活を送ることができるよう必要な支援を行う。

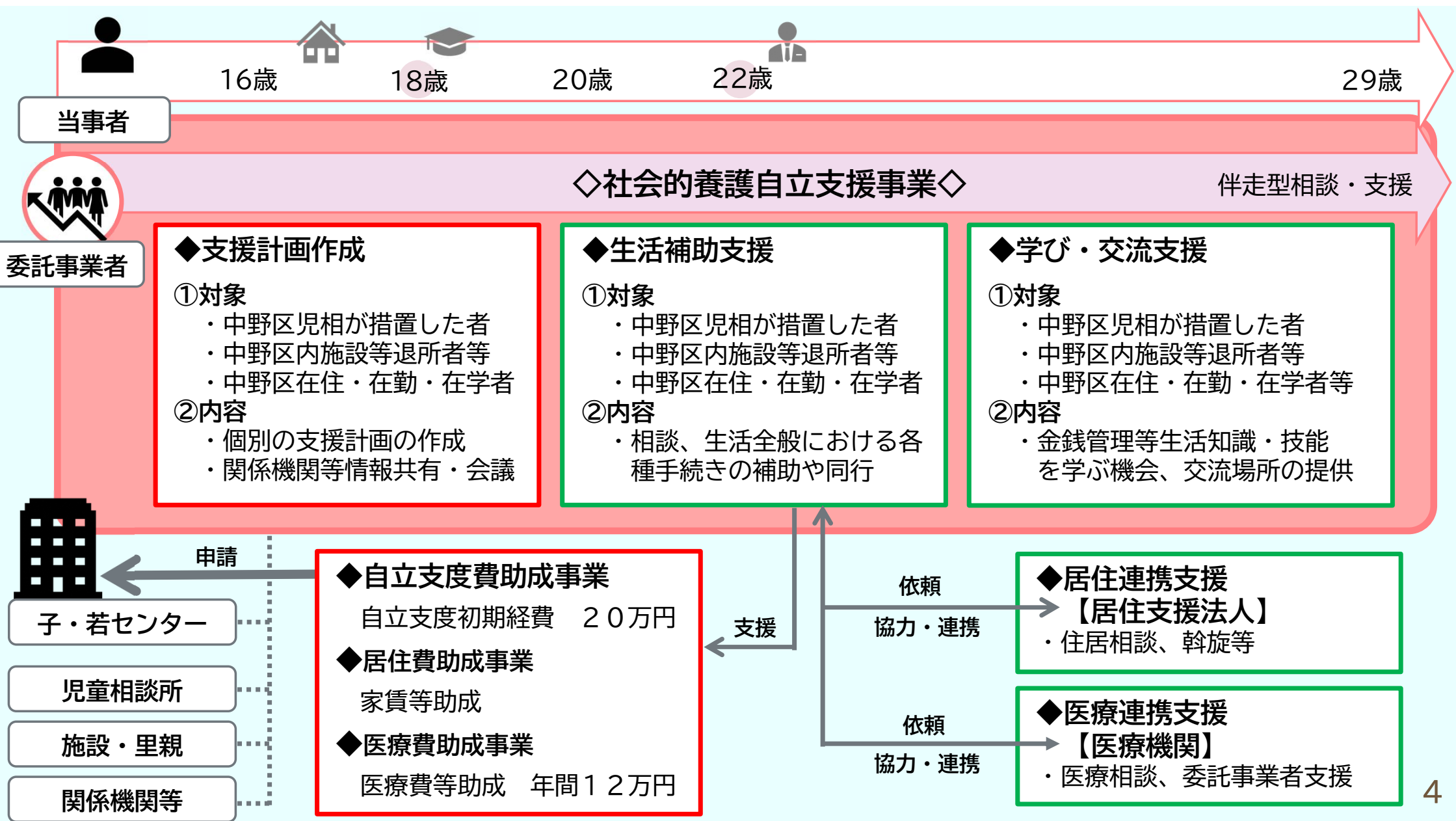
対象者

義務教育終了後から29歳までの者
 (1)中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等＊を退所した者(入所等中の者を含む。)
 (2)中野区内の児童養護施設等を退所した者(入所等中の者を含む。)
 (3)児童養護施設等を退所した区内在住者
 (4)その他上記に準じる者

事業内容

＊児童養護施設等：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親 等

事業	内容		対象者
1 社会的養護 自立支援事業	①支援計画の作成	個別の支援計画を作成する	(1)(2)(3)(4)
	②生活補助支援	相談、生活全般における各種手続きの補助や同行	(1)(2)(3)(4)
	③学び・交流支援	金銭管理等の学びや相互交流の機会提供	(1)(2)(3)(4)
2 自立支度費助成事業	自立支度費	(措置解除後の進学・就学時)20万円支給	(1)(2)の内、単身生活者
3 居住支援事業	①居住費助成	家賃等の一部助成 基本分：年額36万円上限、特例分：年額72万円上限	(1)(2)の内、単身生活者 で、大学就学者等
	②居住連携支援	居住支援法人との連携による物件探し等	(1)(2)(3)(4)
4 医療支援事業	①医療費助成	心理相談等費用・交通費・・・年間12万円上限(最長1年)	(1)(2)(3)
	②医療連携支援	医療機関等との連携、受診同行等	(1)(2)(3)(4)



実績

事業	内容		令和6年度 (人)	令和7年度 (人)
1 社会的養護 自立支援事業	①支援計画の作成	個別の支援計画を作成する (計画策定に向けた相談含む)	13	28
	②生活補助支援	相談、生活全般における各種手続きの 補助や同行	11	26
	③学び・交流支援	金銭管理等の学びや相互交流の機会 提供	4	6
2 自立支度費助成事業	自立支度費	(措置解除後の進学・就学時)20万円 支給	2	7
3 居住支援事業	①居住費助成 (R7年度～)	家賃等の一部助成	—	2
	②居住連携支援	居住支援法人との連携による物件探し 等	1	2
4 医療支援事業	①医療費助成	心理相談等費用・交通費・・・年間12万 円上限(最長1年)	0	1
	②医療連携支援	医療機関等との連携、受診同行等	0	0

社会的養護自立支援拠点事業の拡充の検討状況について

契機

令和9年4月～ 支給開始

区独自の給付型奨学金事業の開始

要件：申請日において生計維持者が一年以上区内に
住所を有すること
(社会的養護経験者の場合は、生計維持者＝本人)

課題

【課題①】

区が措置する児童の多くが
退所後は区外で自立する傾向が強く、
当該奨学金の要件を満たしにくい。

⇒区が措置した児童の支援は区の責務

【課題②】

児童養護施設退所者は、大学進学後、
約27%※1が中退するなど一般的な中退率(約2%※2)
に比べて高い。

⇒伴走的な支援が必要

※1…NPOブリッジフォースマイルの独自調査(2023)

※2…文部科学省調査(2024)

拡充

社会的養護経験者(区措置児童&区内施設退所者)に対する当該給付金で目指す「高等教育における進学・就学にかかる支援」については、
社会的養護自立支援拠点事業において実施する。

方向性

社会的養護経験者の現状を踏まえると、進学・修学期においても生活基盤を安定させ、学業の継続を支える支援が必要であることから、区奨学金相当額の給付とともに、居住費を含めた生活全体を支える観点から、**現行の居住費助成事業(基本分)を拡充し、「進学・修学費助成事業」として再構築する。**

なお、現行の居住費助成事業(特例分)については、休学又は退学等により、国給付奨学金が対象外となった場合も安定した居住を確保し再出発を支えるため、引き続き継続する。

社会的養護自立支援拠点事業の拡充の検討状況について

今後の予定

令和8年7月 社会的養護自立支援拠点事業の拡充(案)のとりまとめ

令和9年4月 社会的養護自立支援拠点事業の拡充

